

第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

＊「千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針（以下「中長期指針」という。）」を踏まえた第2段階の計画として策定する旨、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした施策に引き続き取り組む旨を盛り込む。

2 計画の位置付け・他計画との関係

＊障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定する。

3 計画の期間

＊令和3年度から令和5年度までの3か年とする。

4 「障害者」とは

＊各種手帳の所持に関わらず、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人とする旨を引き続き盛り込む。

第2章 本市の障害者の現状

＊障害者数の推移、実態調査の主な結果を盛り込む。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害のある人もない人も更なる相互理解を深めるとともに、すべての障害者が、自らの特性に合わせて、自らの選択により、より良い生活を求める努力ができ、必要な支援が多様な地域の担い手により提供される共生社会を構築する。

2 計画の視点

- ① 中長期指針を踏まえた将来を見据えた施策展開と利用者本位の支援
- ② ライフステージの全段階での相談とサービスの提供
- ③ 誰もが安心して生活し、社会へ参加していくためのバリアフリー化の推進
- ④ 新しい生活様式の実践

3 計画の構成

第2部 各論

第1章 重点課題

- 1 親亡き後を見据えた支援 <事業数：12事業>
- 2 発達障害者への支援 <事業数：22事業>
- 3 重度の障害のある方たちへの支援 <事業数：11事業>

第2章 基本目標

基本目標1 相談支援の充実 <事業数：39事業>

（身近な相談支援機関の充実、専門的な相談支援体制の強化、権利擁護の推進、情報提供の充実）

基本目標2 地域生活支援の拡充 <事業数：45事業>

（自立した地域生活への支援・促進、日中活動の場・生活の場の確保、福祉用具利用支援の充実、経済的支援の充実）

基本目標3 保健・医療の充実 <事業数：22事業>

（障害の原因となる疾病等の予防と早期の対応の充実、地域での医療体制等の充実）

基本目標4 障害児に対する支援の充実 <事業数：37事業>

（早期発見・早期療育の体制の整備、障害児支援の充実、学校教育の充実）

基本目標5 理解促進・社会参加の推進・オリパラレガシー <事業数：58事業>

（相互理解の促進、スポーツ・文化活動の支援及び交流の促進、一般就労の支援、福祉的就労の支援、ボランティア活動の促進、オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした取組みとレガシーとしての継承）

基本目標6 生活環境の整備 <事業数：27事業>

（住環境の整備、公共施設等の整備、安全な交通の確保、防犯・防災体制の整備）

第3部 障害福祉計画

第1章 成果目標

- 1 施設入所者の地域生活への移行
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等

第2章 活動指標

- 1 発達障害者等に対する支援
- 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 相談支援体制の充実・強化のための取組み
- 4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

第3章 指定障害福祉サービス等の見込量と確保の方策

- 1 指定障害福祉サービス等の見込量算定の考え方
- 2 指定障害福祉サービス等の見込量確保の方策
- 3 指定障害福祉サービス等の見込量

第4章 地域生活支援事業の実施に関する事項

- 1 必須事業
- 2 任意事業

第4部 障害児福祉計画

第1章 成果目標

- 1 児童発達支援センターの設置
- 2 保育所等訪問支援の充実
- 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保
- 4 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保
- 5 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置
- 6 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

第2章 指定通所支援等の見込量と確保の方策

- 1 指定通所支援等の見込量の算定の考え方
- 2 指定通所支援等の見込量確保の方策
- 3 指定通所支援等の見込量

第5部 計画の推進に向けて

- 1 関係機関・地域等との連携
- 2 進行管理と評価
- 3 計画の弾力的運用